

関係団体 各位

群馬県産業経済部長 鬼形 尚道  
( 産 業 政 策 課 )

基本的対処方針の変更に伴う今後の感染拡大時の要請内容について (通知)

日頃より本県産業振興施策の推進及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、令和 3 年 1 月 1 9 日付けで国の基本的対処方針が変更されるとともに、1 2 月 2 日付けで群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン (改訂版)」が改訂されました。

この度の国の基本的対処方針の変更においては、ワクチン・検査パッケージ制度を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう取り組むこととされています。

つきましては、今後の感染拡大時に想定される要請内容等に係るポイントを下記及び別添資料のとおり整理しましたので、貴下会員等に広く周知くださいますようお願いいたします。

なお、県内の一部地域においては複数の事業所で集団感染が発生していますので、引き続き、感染防止対策を徹底くださいますようお願い申し上げます。

記

1 飲食店等に関する取扱い ※詳細は、別添資料を参照

飲食店については、第三者認証店 (「ストップコロナ! 対策認定制度」の認定店) であるか否かで、次のとおり要請内容や協力金の取扱いが変更となります。

- (1) 緊急事態措置区域であっても、第三者認証店に対しては知事の判断により 2 1 時までの時短要請 (酒類提供可) に緩和することが可能。
- (2) まん延防止等重点措置区域であっても、第三者認証店に対しては知事の判断により時短要請を行わないことも可能。 この場合、協力金の支給対象外
- (3) 県独自の要請において、第三者認証店に対しては時短要請を行わないことが基本。  
この場合、協力金の支給対象外

2 その他

- (1) ワクチン・検査パッケージ制度が適用された場合、次のとおり行動制限が緩和されます。  
※詳細は、別添資料を参照
  - ①「飲食」について、県への事前登録を行った第三者認証店における利用者人数制限を緩和
  - ②「イベント」について、県による感染防止安全計画の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和
- (2) 大規模施設等については、今回の基本的対処方針においては、営業時間短縮等の要請は規定されていません。

【問い合わせ先】  
感染症対策県内企業ワンストップセンター (産業政策課内)  
TEL 0 2 7 - 2 2 6 - 2 7 3 1 (平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)